

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成23年 3月

1 現 状

(1) 職種ごとの平均年齢、人数、平均給与月額等及び民間従業員のデータ

区 分	公 務 員						民 間						A/B		
	平均年齢		職員数		平均給料月額		平均給与月額 (A)		対応する民間 の類似職種		平均年齢			平均給与月額 (B)	
諸 塚 村	*	歳	1	人	*	円	*	円	—		—		—		—
うち学校給食員	*	歳	1	人	*	円	*	円	調 理 士		44.9	歳	196,700	円	*

- ※ 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態手当調査において明らかにされているものである。
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19～21年の3ヶ年平均)
 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区 分	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳	計
	未 満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以 上	
諸 塚 村	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1人
うち学校給食員	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政給料表(二)を適用する。

イ 手 当

対象となる手当には、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当および退職手当がある。

ウ 昇給基準

毎年1月1日を昇給日とし、職員の勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、昭和61年度以降新規採用を行わず、退職不補充の措置をとっている。

3 具体的な取組み内容

平成18年4月に国家公務員に準じた給与構造の見直しを実施した。

平成22年3月に用務員1名が退職をしたが不補充とし、当該業務を委託業務とした。

4 その他

技能労務職については、退職者不補充の措置を取っており、平成22年度で職員は1名となった。また、調理業務における民間委託の実施、共同調理等について、調査・検討を進める。

* については、個人を限定し、さらに個人情報に関するものであるため、公表を控えます。